

「山梨県動物愛護管理推進計画」(素案)

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

項目	意見の内容	意見数	県としての考え方
第1 計画策定の趣旨			
第2 計画期間			
第3 基本的な方針			
1	1 県民による動物の愛護及び管理に関する活動の活性化 「活動への参加者層が限定的な傾向」の部分 は、今までの県の活動が支持を受けていなかったように受け取れるので、再考・修正が必要である。	1	[反映困難] 適正飼養講習会や動物愛護デーなどの参加者のアンケート等から事業に対する一定の理解が得られていると考えておりますが、動物の愛護及び管理に関する活動への参加者は動物の好きな人や関心のある人等限定的な傾向にあると考えられるため記述しております。
2	2 中長期的な視点から、総合的・体系的な動物の愛護及び管理に関する取り組みの実施 計画の内容が漠然としており、物足りない。 「ライフスタイルや価値観等の在り方」と記述されているが、多様化の中で県民がどうあるべきか、どのような生活になるかもっと分かりやすく示すべき。また、10年という中長期の中で方向性を見失うことのないように県民に分かり易い形で提示する必要がある。	1	[記述済み] 少子高齢化や核家族化などによるライフスタイルの変化や、動物の飼養の有無等により動物に対する立場や感情も様々であることを相互に理解し、動物の存在を認める社会を形成するという理念のもと、本計画では、「人と動物が調和し共生する社会の実現」に向けた施策の基本的な方向性を示しております。また、毎年計画の達成状況を点検するとともに、定期的な評価や社会情勢の変化等を考慮し、5年後を目途に見直しを行うこととしており、計画の着実な進捗に努めていきます。
第4 連携・協働による施策の推進のための役割			
3	1 県の役割 県は、市町村の統括として、やる気のない担当や不適切な対応をする市町村担当部署等への指示命令や処分ができる権利を持つべき。	1	[その他] 県が市町村に対し法令等で規定される以上の指示命令や処分を可能とする権利を持つことはできませんが、本計画の推進にあたり、市町村をはじめ関係者との連携に努めていきます。 また、「第6施策の方向と取り組み 8人材育成」には、動物愛護管理行政担当者への支援を記述しておりますが、市町村の動物愛護及び管理業務に携わる職員に対し、専門的な知識等の提供に努めていきます。
4	2 市町村の役割 県は関係者全体のリーダーシップを持って活動すること。また、コーディネーターだけでなくクリエイターとしての役割があり、活動するための資金調達や配分の責任がある。	1	[記述済み] 県の役割は、「第4連携・協働による施策の推進のための役割」に、「県全体にわたる広域的・専門的な事業を行う」と記述しており、コーディネーターにとどまらない役割が含まれていると考えております。 また、各関係者が行う事業や活動に要する経費等は活動を行う実施主体において責任を持つ必要があると考えております。
5	3 動物の飼い主の役割 市町村は、関係する法令等について職員教育の場を設け、担当部署におけるガイドラインを作成し、職員の意識向上をさせる必要がある。	1	[記述済み] 本計画の推進にあたり、市町村との連携に努めるとともに、「第6施策の方向と取り組み 8人材育成」に記述しておりますが、市町村の動物愛護及び管理業務に携わる職員に対する研修会等を通じ、知識の向上等に努めていきます。
6	4 動物の飼育者の役割 犬及び猫の飼い主への教育を義務付けるべき。	1	[反映困難] 飼い主に対し教育を義務付けるのではなく、普及啓発や指導を行うとともに、適正飼養講習会への自主的な参加を促すことで適正飼養の推進に努めていきます。
7	5 動物愛護推進員の役割 推進員の募集時点での広報の不足。また、動物愛護推進員の委任に際し、個別に面談等を行い人格等の確認が必要である。頭数より人選に重きをおく必要がある。	1	[その他] 動物愛護推進員の委嘱に際し、市町村や関係団体からの推薦状や公募の場合は活動への抱負を確認することで、法令等に基づく活動を行う事が可能かどうか確認しております。 また、委嘱任期は2年間であり、募集の際には県ホームページへの掲載や保健所及び市町村窓口での情報提供等を行っておりますが、動物愛護推進員の配置や募集の周知について効果的な手法を検討していきます。
8	6 動物愛護推進員の役割 推進員の増やし方の具体性に欠けている。	1	

9	7 県獣医師会、動物愛護関係団体等の役割	県獣医師会に入っていない獣医師も対象とする必要がある。	1	[修正加筆意見反映] 御意見を踏まえ、「第4 連携・協働による施策の推進のための役割」の「7 県獣医師会、動物愛護関係団体等の役割」を、「県獣医師会・獣医師、動物愛護関係団体等の役割」に、また、役割の文面について、「県獣医師会及び獣医師は、専門的な…」と修正しました。
10		動物愛護行政を円滑に効率よく進めるためには、他団体との協働意識の重要性に注目すべき。	1	[記述済み] 動物の愛護及び管理に関する施策の推進には、民間と行政の協働が必要であり、動物愛護関係者との連携の重要性について、「第3基本的な方針 3関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備」に記述しております。
11	全体	各関係者の役割の関連はあるが、どのような体制で進めるのか、また、進める上での責任と権限が明記されていない。	1	[反映困難] 人と動物が調和し共生する社会の実現に向け、施策をすすめる上で動物の愛護及び管理に関する者等との連携が最重要であることについて、「第3基本的な方針 3関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備」に記述しておりますが、それぞれの立場でそれぞれに応じた役割を果たすことが期待されており、県は関係者の活動が活発に行われるよう支援に努めていきます。
第5 山梨県の動物愛護管理の現況				
12	5 犬及びねこの引取り等の状況	殺す事実が変わりないので、安楽死の文言は不要である。	1	[修正加筆意見反映] 御意見を踏まえ、「殺処分」のみの記述に修正しました。
13		殺処分の具体的な内容を説明する必要がある。	2	[反映困難] 殺処分数及び殺処分率の現状を説明する部分であり、具体的な方法は記述しておりません。
第6 施策の方向と取り組み				
1 動物愛護管理の普及啓発				
14	(1)動物愛護管理の普及啓発活動の充実	動物愛護デー等のイベントの内容や開催場所の再検討が望まれる。	2	[記述済み] 動物愛護週間事業の内容の充実について、「第6施策の方向と取り組み 1動物愛護管理の普及啓発」に記述しております。
15		動物愛護週間などに、学校などで講演をして欲しい。	1	[実施段階検討] 施策の実施にあたり、参考にさせていただきます。
16		普及啓発方法の検討を行う必要がある。(行政広報、回覧板、看板の設置、各種広報媒体、街頭キャンペーン等)	4	
17		猫の繁殖や迷い犬など地域で課題となっている問題を住民自身が解決する道筋を与える体験の機会を与える施策を入れて欲しい。	1	
18		学校飼育動物について、動物の維持費や飼育する教員の基礎知識などの実態の把握を、県教育委員会と管理士会等の任意団体などと協働する必要がある。	1	
19		施策に、市町村、教育関係者、ボランティア等関係者の主体的な啓発活動への支援をいれること。	1	[記述済み] 関係者との連携の必要性について、「第3基本的な方針 3関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備」に記述しておりますが、施策の推進にあたり、各関係者の主体的な活動が円滑に行われるよう、支援に努めていきます。
20		教育関係者と愛護団体の協力による動物愛護教育の強化への協力が必要である。	1	
21		犬の飼い方教室などの講習会の開催方法の検討が必要である。	3	[記述済み] 犬の飼い方教室は適正飼養講習会の一部であり、その実施方法の見直しについて、「第6施策の方向と取り組み 1動物愛護管理の普及啓発」に記述しております。

22		関係者との連携による不適正飼養者に対する適正飼養の普及啓発を実施する必要がある。	3	[記述済み] 犬の登録の徹底や散歩中の糞の処理などのマナー向上及び不妊去勢措置の必要性等の適正飼養の普及啓発について、「第6施策の方向と取り組み 1動物愛護管理の普及啓発」、「2適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」及び「3動物による危害や迷惑問題の防止」に記述しております。
23		飼い主への散歩マナー等適正飼養のための指導を徹底する必要がある。(犬の登録、衛生管理、ノーリード、糞の放置等)	5	また、「第4協働・連携による施策の推進のための役割」に記述しておりますが、各関係者との連携により普及啓発や指導の徹底に努めていきます。
24	(2)動物の適正飼養の普及啓発	広報等により、不妊去勢の必要性について啓発を実施する必要がある。	3	[反映困難] 現時点では、ねこの登録及び不妊去勢手術を義務化することや罰則の適用ではなく、不妊去勢措置及び所有明示の必要性や有用性の普及啓発や指導を行い、適正飼養の推進に努めていきます。
25		不妊去勢は、原則的に飼い主の義務とする条例を定めること。(罰則あり)	1	[その他] 動物の飼い方に関する相談等は、動物愛護指導センター及び保健所で受け付けております。
26		猫の登録の義務化及び不適正飼養者への罰則を適用すべき。	2	また、しつけ等の相談に対し適切に対応するため、職員の資質向上及び動物愛護推進員や相談会を実施している団体との連携を図り、適正飼養の推進に努めていきます。
27		定期的な相談会の実施及び相談専用ダイヤルの設置について計画に盛り込む必要がある。	2	
28	(3)動物とのふれあいの推進	幼稚園、小中学校の道徳や総合の時間にペットの正しい飼い方について指導して欲しい。	1	[記述済み] 子どもが心豊かに育つ上で動物とのふれあいや動物の適正な飼養管理等の経験が重要であり、県では主に小学校低学年を対象とした動物ふれあい教室等を通じ、動物にふれあう機会の重要性や正しい接し方等の啓発を行っております。また、学校で飼育されている動物の適正飼養を推進するため、関係機関と連携し、適正飼養の普及啓発及び支援に努めていきます。
29		学校での社会科の見学コースに犬猫収容センターを取り入れて欲しい。	1	[その他] 社会科見学の訪問先は、各学校の判断によるものですので、学校の要望に基づき対応していきます。
2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保				
30		殺処分の目標をゼロとするべき。	3	[反映困難] 殺処分の目標をゼロとすることや譲渡返還目標を100%とすることは、動物愛護の観点から理想と考えますが、目標は、国の示す基本指針及び本県の状況を踏まえ設定したものであり、5年後に予定される計画の見直しの際に今後の引取り数の削減状況等を考慮し検討を行います。
31	課題	殺処分は、獣医師の判断で回復の見込みがなく、苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とすること。	1	また、飼い主の責務の周知や引き取った犬及びねこの情報提供などによる返還の推進や譲渡対象となった犬及びねこの情報の提供や動物愛護団体との連携を図り譲渡の推進により、殺処分数及び殺処分率の削減に努めていきます。
32		引取り数の削減目標をなるべく増やして欲しい。	1	
33		処分方法をできるだけ苦しめない方法に変更すること。(麻酔薬等)	4	[その他] 処分方法は、国の示す「動物の処分方法に関する指針の解説」に基づき実施しており、その運用を適切に行うとともに、新たな知見等の情報の収集に努めていきます。
34		県への引取り数を減らす活動実績のある団体等と協議、協働する姿勢がないと、動物愛護団体に対する負担を強いることを理解すること。	1	[記述済み] 動物の愛護及び管理に関する施策の推進には、民間と行政の協働が必要であり、関係者との連携の重要性等について、「第3基本的な方針」及び「第4連携・協働による施策の推進のための役割」に記述しております。
35		引取り数の減少は、ボランティア等による保護・譲渡活動によるところも多いため、ボランティアが保護中の犬猫の数の把握を行う必要がある。	2	また、終生飼養や不妊去勢措置など飼い主の責務の周知、指導及び適正飼養の普及啓発を行うことで引取り数の減少を図るとともに、動物の保護活動を行う団体の現状を把握し、団体の負担とならないよう適切な役割分担と連携に努めていきます。
36		引取り数の減少を進めるためには、生体を扱う愛護団体との協調、各自治体、警察との密なコンセンサスを早急に整備する必要がある。	1	
37		行政による不妊去勢手術への助成金の検討をして欲しい。(飼い主、地域ねこ等)	11	[反映困難] 県では、不妊去勢手術への助成金の交付ではなく、不妊去勢措置の必要性及び有用性等について普及啓発を行うことにより、飼い主等が自発的に不妊去勢手術等を行うことを目指しています。

38	(1) 犬及びねこの引取り数の減少	引取り手数料の見直しが必要である。 (不妊去勢措置の有無、健康状態などに応じた金額の設定、動物病院で安楽死や譲渡時の諸検査と同等の費用の徴収、動物取扱業者からの引取り手数料の高額化)	3	[反映困難] 引取り手数料は、犬及びねこの引取りに係る経費を算定した上で、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例で定めています。
39		引取りの依頼を繰り返す飼養者に対し飼養禁止等の措置を行うこと。	1	
40		引取り依頼者に対し、殺処分の説明と立ち会いを義務付けること。	3	[その他] 引取り依頼者に対し、飼い主の場合は継続して飼養できない理由を、また、保護した者には引取りを求める理由)や保護した状況等の確認を行い、引取りを求める理由とともに氏名及び住所の書類への記載を求め、保管しております。
41		引取り依頼者の住所・氏名等の確認とその記録を保管すること。	2	
42		引取り依頼書へ終生飼養厳守を盛り込むこと。	1	
43		引取り依頼の際に、飼い主の責務及び安楽死の説明を実施すること。	1	また、引取りを行う際に、再び引取りを依頼することがないように、終生飼養及び不妊去勢措置、飼い主による新しい飼い主探し等について強く指導しております。
44		保護されセンターに持ち込まれた動物が明らかに遺棄による場合は、発見者からの情報収集、市町村への連絡等、遺棄防止に努める	1	
45		迷い犬及び迷いねこ等の收容動物に関する情報を分かりやすく提供すること。(記録の保管、全国ネットワーク等)	6	[記述済み] 保護した犬及びねこの飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を推進するため、飼い主が不明で引き取った犬及びねこ及び譲渡の対象となった犬及びねこの情報の提供について、「第6施策の方向と取り組み 2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」に記述しておりますが、関係機関との調整を図り、県民に分かりやすい情報の提供に努めていきます。
46		譲渡に関する情報を掲載する際には、「全ての動物が譲渡されるわけではない」ことを記載する必要がある。	1	
47		広報、新聞等のメディアを利用した收容動物の返還・譲渡を目的とした掲示板の設置が必要である。	1	[実施段階検討] 施策の実施にあたり、参考にさせていただきます。
48		県及び警察、市町村の動物の保管期間を統一して欲しい。	1	[その他] 保護された犬等の保管期間は各法令等で定められていること及び保管施設の收容能力等を踏まえ対応しているため、統一することは困難です。
49		保護犬等の保管期間(公示期間)を延長すること。	7	よって、飼い主の責務の周知や適正飼養の普及啓発により引取り数の削減に努めるとともに、飼い主への返還や譲渡を推進することにより出来る限り生存の機会を与えられるよう努めていきます。
50		保健所において、引き取った動物を他の動物と接触させる前に、寄生虫や感染症の検査を義務付ける必要がある。	1	[その他] 引き取った犬及びねこの健康管理には留意する必要がありますが、引き取った犬及びねこ全てを対象に血液検査等を実施することは困難です。 よって、引取り依頼者からの状況の確認や外観検査等により出来るだけ外部寄生虫や感染症の確認に努めていきます。
51		愛護センターでは、飼い主がみとる形での安楽死を検討し、飼い主の希望があれば、愛護センターで処分した遺体を持ち帰らせ、供養を自分でできることが必要である。	1	[その他] 動物愛護指導センターは処分を目的とした施設ではなく、継続して飼えなくなった飼い主等から引き取った犬及びねこの全てを飼育し続けることができないため、やむを得ず処分しているのが現状です。 終生飼養することは飼い主の責務であり、飼い主がみとる形での安楽死は、動物愛護指導センターの引取りによる処分とは趣旨が異なると考えております。
52	(2) 犬及びねこの殺処分率の減少	愛護センターにシェルター機能を持たせる施策を希望する。	3	[反映困難] 動物愛護指導センターの收容施設等の現状から、收容した全ての動物を保護し続けたり、全てを譲渡することは困難です。 保護された犬及びねこの收容期間は、收容された動物の健康状態などに応じた対応ともなるため、全ての犬ねこを保護し続けることではなく、飼い主の責務の周知や適正飼養の普及啓発及び引取り依頼者に対する指導の徹底により引取り数の削減に努めるとともに、飼い主への返還や譲渡を推進することにより出来る限り生存の機会を与えられるよう努めていきます。

53		里親の会等へのワクチン代等の助成を行うこと。	2	[反映困難] 動物の愛護及び管理に関する施策の推進には、民間と行政の協働が必要ですが、里親の会等への助成を行うことではなく、適切な役割分担と連携を図ることにより、施策の推進に努めていきます。
54		収容施設の居住環境等を改善してほしい。	5	[その他] 収容された動物に対し、苦痛を強いることのないような飼養管理に努めていきます。
55		保管している動物の世話や譲渡の橋渡しができるようなボランティアが関与できる制度を構築すること。	3	[記述済み] 動物の愛護及び管理に関する施策の推進には、民間と行政の協働が必要であり、動物愛護関係者との連携の重要性について、「第3基本的な方針 3関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備」に記述しておりますが、動物愛護推進員や新たな飼い主探しなどの活動を行う団体等との連携を図り、適正飼養の推進に努めていきます。
56		犬の糞尿や無駄吠え、猫の糞尿等で悩まされている家もある中、ホームページを立ち上げてまで犬猫の引取りを飼い主に呼びかけることは、職員の無駄な労働であり、県民にとっては迷惑である。	1	[その他] 本計画では、犬及びねこの糞尿や無駄吠え等による迷惑の防止も具体的な実施施策としており、動物による迷惑防止を図ることとしております。併せて、犬ねこの殺処分を減らすため、飼い主への適正飼養の推進と飼い主への返還及び新しい飼い主への譲渡を推進することとしております。
57		保健所を殺処分前の収容センターではなく、譲渡するための保護施設という目的のものに変え、アニマルセラピーや介助犬への育成、子ども達も気軽に足を運ぶことができ、動物と気軽に触れあえるような公共施設に改善すること。	3	[その他] 県では、動物愛護指導センターを動物愛護の拠点とし、保健所との協力のもと、適正飼養講習会や動物ふれあい教室の開催、犬及びねこの譲渡などの事業を行っており、今後も開かれた施設を目指した事業の展開に努めていきます。
58		譲渡者に対する教育の実施、飼養状況の審査及び追跡調査を実施すること。	1	[その他] 譲渡希望者には適正飼養講習会の受講を義務付けており、飼い主の責務やしつけの方法等適正飼養を指導し、譲渡後は追跡調査を実施しております。
59	(3) 負傷動物の収容、処置	負傷の内訳、譲渡等の経過データや動物愛護指導センターの現有設備の稼働率等の基本データの開示が必要である。	1	[その他] 動物の返還数や譲渡数等の情報の公開をしておりますが、情報提供の必要性や有用性等を考慮し、必要な情報の提供に努めていきます。
60		動物愛護指導センターに常勤臨床獣医師(非常勤でも可)を最低1名は確保する必要がある。	1	[その他] 動物愛護指導センターには、獣医師の資格をもつ職員が2名勤務しており、負傷動物の処置等を行っております。
61	(4) 動物の遺棄、虐待の防止	遺棄や虐待行為が法律違反であることをポスターや掲示板の設置で広めること。	1	[その他] 遺棄や虐待防止の普及啓発を通じ遺棄や虐待の未然防止について、「第6施策の方向と取り組み 2適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」に記述しておりますが、その実施方法について効果的な手法を検討していくこととしています。
62		遺棄の多い地域では、住民との連携、情報交換を密にすること。	1	また、遺棄や虐待を疑うような情報を探知した場合には、関係機関等との連携により対応しておりますが、今後も法の趣旨に従い適切な対応に努めていきます。
63		警察等関係者の連携により遺棄・虐待事例に対応すること。	6	
64		犬猫を捨てる飼い主への取締りを強化すること。	1	
65		普及啓発ではなく、遺棄や虐待の有効な防止策を講じることを計画に盛り込むべき。	1	[反映困難] 遺棄や虐待が法令違反であり、遺棄や虐待を未然に防止するには普及啓発も必要な手段の1つと考えています。また、遺棄や虐待を疑うような事例があった場合には、関係機関等との連携により対応しておりますが、今後も、法の趣旨に従い適切な対応に努めていきます。
66		西欧の様に、虐待する飼い主は、司法より犬の飼養禁止命令を出し、違反者は刑務所に送るべき。	1	
67		不適切な飼育事例及び虐待事例等での所有権の剥奪等の対応を行うこと。	5	[反映困難] 不適切な飼育及び虐待事例などで所有権を剥奪することではなく、まずは不適切に飼養している飼い主等に対し、継続的な指導を行うことが重要であると考えております。

68		愛護センターに遺棄、虐待専門の調査員、監視員を配置すること。	1	[その他] 動物愛護指導センター及び保健所に、動物愛護管理担当職員を配置し、動物の飼い方の相談の受付や不適切な飼い方をしている飼い主への指導を行っております。
3 動物による危害や迷惑問題の防止				
69	課題	猟犬について遺棄等の問題があることを認識し、猟友会等への啓蒙や指導が必要である。	2	[記述済み] 猟犬に限らず、動物の飼い主に対する適正飼養の推進について、「第6施策の方向と取り組み 1動物愛護管理の普及啓発」に記述しております。
70	(1)動物による危害の防止	係留されていない犬の捕獲を実施し、飼い主を探し、強く指導すること。また、飼い主が不明の場合は、譲渡すること。	1	[その他] 係留されていない犬の捕獲を実施し、返還の際に飼い主に対し再発防止を指導するとともに、飼い主が判明しなかった場合は、出来るだけ生存の機会を与えるよう努めていきます。
71	(2)動物による迷惑の防止	糞処理の方法について普及啓発を行うこと。	3	[記述済み] 散歩中の糞の処理などのマナー向上について、「第6施策の方向と取り組み 動物による危害や迷惑問題の防止」に記述しておりますが、市町村等と連携して適正な処理方法の周知及び指導に努めていきます。
72		県において動物の糞処理方法を統一すること。	4	[反映困難] 市町村における廃棄物の処理状況等が異なるため、糞処理方法を統一することは難しいと考えております。また、散歩中のマナー向上について、「第6施策の方向と取り組み 動物による危害や迷惑問題の防止」に記述しておりますが、市町村等と連携して適切な糞の処理方法の周知及び指導に努めていきます。
73		糞の放置に関する指導及び罰金制度を導入すること。	1	[記述済み] 散歩中の糞の処理などのマナー向上について、「第6施策の方向と取り組み 動物による危害や迷惑問題の防止」に記述しておりますが、市町村等と連携して適切な糞の処理方法の周知及び指導に努めていきます。
74		「地域猫」支援事業の推進施策の実施を盛り込むこと。(適正飼養のモデル地区指定、ガイドライン作成、関係者との連携等)	3	[記述済み] 所有者のいないねこへの取り組みとして、地域の人への理解の促進や適正な管理方法等のガイドライン作成等について、「第6施策の方向と取り組み 2適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保及び3動物による危害や迷惑の防止」に記述しております。また、関係機関や関係団体と連携しながら、普及啓発に努めていきます。
75		公共施設等における所有者のいないねこに関する取り組みを明記すること。(看板の設置等)	1	[記述済み] 所有者のいないねこへの取り組みとして、地域の人への理解の促進や適正な管理方法等のガイドライン作成等について、「第6施策の方向と取り組み 2適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保及び3動物による危害や迷惑の防止」に記述しております。また、関係機関や関係団体と連携しながら、普及啓発に努めていきます。
76		地域猫対策への獣医師会の協力を求めること。	3	[記述済み] 所有者のいないねこへの取り組みとして、地域の人への理解の促進や適正な管理方法等のガイドライン作成等について、「第6施策の方向と取り組み 2適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保及び3動物による危害や迷惑の防止」に記述しております。また、関係機関や関係団体と連携しながら、普及啓発に努めていきます。
77		「地域猫活動」及び「TNR活動」のルールを定め、これらの活動を妨害する者には強く指導を行うこと。	1	[記述済み] 所有者のいないねこへの取り組みとして、地域の人への理解の促進や適正な管理方法等のガイドライン作成等について、「第6施策の方向と取り組み 2適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保及び3動物による危害や迷惑の防止」に記述しております。また、関係機関や関係団体と連携しながら、普及啓発に努めていきます。
78		多頭飼育の定義を明確化し、適正飼養についての指導を行い崩壊や近隣トラブルなどが起きないように行政による把握を行うこと。	1	[記述済み] 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例において、犬ねこ合わせて10頭(匹)以上飼養する場合には、知事への届出が必要となっています。また、届出者に対しては、「第6施策の方向と取り組み 3動物による危害や迷惑問題の防止」に記述しておりますが、定期的な監視指導により、法令等の遵守の指導に努めていきます。
79		多頭飼養者の犬の登録、狂犬病注射について監視指導を強化するべき。	1	[記述済み] 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例において、犬ねこ合わせて10頭(匹)以上飼養する場合には、知事への届出が必要となっています。また、届出者に対しては、「第6施策の方向と取り組み 3動物による危害や迷惑問題の防止」に記述しておりますが、定期的な監視指導により、法令等の遵守の指導に努めていきます。
80		多頭飼養施設について、行政が審査し多頭飼育することが適当と認められた場合には、集合住宅においても飼養が行えるように許可すること。	1	[その他] 集合住宅における動物の飼養は、集合住宅に入居する際の契約に関するものであり、行政で飼養を許可する制度を設けることは困難です。集合住宅での動物の飼養に関する相談や苦情などに対し状況に応じた対応を行い、集合住宅での動物の適正な飼い方の普及啓発に努めていきます。
81	集合住宅における人と動物が共生できる飼養管理マニュアルを作成し、行政が指導や助言を行い、民間団体に対し、積極的に介入すること。	1	[その他] 集合住宅における動物の飼養は、集合住宅に入居する際の契約に関するものであり、行政で飼養を許可する制度を設けることは困難です。集合住宅での動物の飼養に関する相談や苦情などに対し状況に応じた対応を行い、集合住宅での動物の適正な飼い方の普及啓発に努めていきます。	
4 所有者明示(個体識別)措置の推進				
82		猟犬にマイクロチップ装着を義務化すること。	1	[反映困難] 猟犬へのマイクロチップ装着及び販売時の装着の義務化は困難であり、また、首輪の製造時に迷子札を着けることは製造業者の考えによるものであることから、犬の鑑札の装着の徹底とあわせ、マイクロチップを含めた所有者明示の必要性及び有用性の普及啓発を行い、所有者明示の実施率の増加を目指すこととしております。
83		首輪製造時に、必ず迷子札を着けるよう義務付けること。	1	[反映困難] 猟犬へのマイクロチップ装着及び販売時の装着の義務化は困難であり、また、首輪の製造時に迷子札を着けることは製造業者の考えによるものであることから、犬の鑑札の装着の徹底とあわせ、マイクロチップを含めた所有者明示の必要性及び有用性の普及啓発を行い、所有者明示の実施率の増加を目指すこととしております。
84		動物はマイクロチップを装着してから販売し、読み取り機について研究すること。	1	[反映困難] 猟犬へのマイクロチップ装着及び販売時の装着の義務化は困難であり、また、首輪の製造時に迷子札を着けることは製造業者の考えによるものであることから、犬の鑑札の装着の徹底とあわせ、マイクロチップを含めた所有者明示の必要性及び有用性の普及啓発を行い、所有者明示の実施率の増加を目指すこととしております。

85	(1)所有者明示の実施率の向上	マイクロチップは、法律で義務付けられている特定動物、特定外来生物種以外の個体への装着は推進するべきではない。	1	[反映困難] 首輪や迷子札、鑑札は紛失することが考えられ、マイクロチップによる個体識別は迷子や災害時において有効な手段と考えております。また、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置(環境省告示)」においても、マイクロチップは個体識別器具の1つとして規定されているため、飼い主に対しその有用性等の普及啓発に努め、犬やねこへの装着率の向上を目指していきます。	
86		マイクロチップより先に、不妊、去勢への支援を優先すべき。	1	[記述済み] 飼い主の責務に、所有者の明示と不妊去勢手術等による繁殖制限等があり、マイクロチップによる個体識別措置及び不妊去勢手術ともに適正飼養の重要な課題と考え普及啓発に努めていきます。	
87		マイクロチップも鑑札や名札等との併用でなければ効果が薄く、また、新型マイクロチップが出来ることが予想されるため早まった予算化は控えた方がよい。	1	[その他] 所有者明示の推進について、「第6施策の方向と取り組み 1動物愛護管理の普及啓発」及び「4所有者明示(個体識別)措置の推進」に記述しておりますが、犬は鑑札の装着の徹底、ねこは迷子札の装着の普及に努めていきます。また、予算措置等については、事業の必要性及び有用性を検討し、適切に対処していきます。	
88	(2)個体識別措置(手段)の普及のための基盤整備	マイクロチップリーダーが普及し、リーダーをかざすことが周知されればマイクロチップの装着率は高くなるはず。	1	また、既に動物愛護指導センター及び保健所にはマイクロチップリーダーを配備しており、所有者が分からず保護された犬及びねこの、首輪や鑑札等による所有者明示の確認とあわせ、マイクロチップの装着の有無について確認を行っております。	
5 動物取扱業の適正化					
89	(1)動物取扱業者への監視指導	動物販売業者に対する徹底した監視指導を実施すること。	8	[記述済み] 動物取扱業の監視指導について、「第6施策の方向と取り組み 5動物取扱業の適正化」に記述しておりますが、監視指導や研修会等を通じ、法令等の遵守の徹底及び登録の徹底、業者の資質向上に努めていきます。	
90		自主管理で動物取扱業者への監視は大丈夫なのか。	1		
91		悪質なブリーダーは、動物取扱業の申請をしておらず、法律の事をよく知らない。	1		
92			動物取扱業に対する登録の抹消等罰則を強化すること。	5	[反映困難] 動物の愛護及び管理に関する法律には動物取扱業者に対する罰則が規定されています。また、動物取扱業者に対する監視指導等を通じ、法令等の遵守の徹底を指導するとともに、法の適切な運用に努めていきます。
93			動物取扱業者への多頭飼養届出を徹底させること。	1	[その他] 動物取扱業者には、条例に基づく多頭飼養の届け出義務は除外されていますが、監視指導等を通じ、登録の徹底等法令遵守の指導を行っていきます。
94			動物を繁殖・売買する個人に対し、登録の指導を実施すること。	1	[その他] 法により、個人であっても動物取扱業の要件に該当する場合は、動物取扱業の登録が必要となっております。動物取扱業者に対しては、定期的な監視指導等を行っており、法令遵守の指導を行うとともに、法の趣旨を踏まえ、厳正な執行に努めていきます。また、動物を販売する業者には販売時の説明や記録の作成と保管を行う責務があることから、監視指導時にその確認を行うこととしております。
95			動物取扱業への規制を強化すること。(許可制、更新制の導入、繁殖制限の指導等)	4	
96			登録制度の厳格な運用を行い、勧告等に従わない業者の氏名公表などを施策に盛り込むこと。	1	
97			動物を販売する者へ販売報告書の提出を義務付けること。	2	
98		動物取扱施設で売買する際に、購入者に対し、動物の習性や金銭的な負担、避妊去勢手術の知識、登録の義務、終生飼養の責任についての説明を義務付けること。	1		
99		動物取扱業者に関する相談窓口を設置すること。	1		
100	(2)動物取扱業者の資質向上	自主的な優良業者認定制度への支援が必要である。	1	[実施段階検討] 施策の実施にあたり、参考にさせていただきます。	

6 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの促進				
101	(1) 実験動物関係者への普及啓発	普及啓発を行う前に、実態把握が必要ではないか。	1	[記述済み] 「第6 施策の方向と取り組み 6 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの促進」に記述しておりますが、普及啓発にともない、関係機関等の協力を得て実態の把握に努めていきます。
102		不意の立入調査による実情の把握、監視指導が必要である。	1	[反映困難] 施設での取扱状況等の把握は、不意に行う立ち入り調査によるものではなくても可能と考えており、関係機関と連携し、「3Rの原則」及び飼養保管基準等の周知に努めていきます。
103		施設や待遇について公開すること。	1	なお、実験動物施設に関する情報の公開は、実施機関の自主的な判断で行うことが望ましいと考えています。
104		動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべき。これに違反したものの氏名、機関名を公表し、罰則規定を策定すべき。	1	[反映困難] 動物実験を行う場合には、法に規定される「3Rの原則」及び「実験動物の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」に基づき普及啓発を行っていきます。
105	(2) 産業動物関係者への普及啓発	不意の立入調査による現状の把握、監視指導が必要である。	1	[その他] 農政部局と連携し、産業動物関係者に対し、産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発に努めていきます。
106		福祉の視点を持つことは倫理上必要である。	1	[その他] 「産業動物の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」とあわせ、実施の際に参考にさせていただきます。
7 災害時対策				
107	(1) 被災動物救護体制の整備	実験動物施設や動物取扱業者、産業動物等の日頃からの把握や、緊急時への対応など災害時における危機管理を盛り込むべき。	1	[記述済み] 被災動物の救護体制の整備について、「第6 施策の方向と取り組み 9 災害時対策」に記述していますが、体制の整備にあたり、危機管理や関係者との連携、動物の保管施設の確保も含まれており、関係機関等との協議により早期整備に努め、被災時の速やかな対応に努めていきます。また、策定後は、ホームページや情報誌等による周知に努めていきます。
108		災害時の動物用シェルターを遊休地等を利用して確保すること。	2	
109		災害時における獣医師会等関係者とのネットワークを構築すること。	3	
110		マニュアルのパンフレットは、回覧板などで広く知らせたい。	1	
111		災害対応マニュアルの作成と設備の整備を急いで欲しい。	1	
112		避難場所の選定、管理方法について早期に実現して欲しい。	1	
113		被災時におけるペットの一時保管施設を、平常時は、飼い主のいない犬猫の里親探し期間の保護場所として動物愛護団体へ使用許可を出すこと。	1	
114	(2) 平常時の対策の普及啓発	被災に備え飼い主が行うべき準備について早期に実現して欲しい。	1	[記述済み] 平常時の対策の普及啓発について、「第6 施策の方向と取り組み 7 災害時対策」に記述しており、飼い主の準備の促進に努めていきます。
8 人材育成				
115	(1) 動物愛護管理担当者への支援	市町村担当など関連職員への教育は必要ないのか。	1	[記述済み] 市町村等の動物愛護管理業務に携わる職員の教育について、「第6 施策の方向と取り組み 8 人材育成」に記述しています。
116		推進員のガイドラインを作成し、周知徹底する必要がある	1	[記述済み] 動物愛護推進員の資質向上等について、「第6 施策の方向と取り組み 8 人材育成」に記述していますが、必要に応じ、ガイドラインの作成により推進員の資質向上に努めるとともに、その活動への支援を行っていくこととしています。

117	(2)動物愛護推進員等の活動への支援	高齢者等が不慮の事故等で飼養出来なくなることが想定されるため、希望する高齢者に対し登録制度を設置し定期的に連絡を取れる体制をつくること。	1	[その他] 市町村等関係機関と連携し、高齢者の居住状況及び動物の飼養状況等の把握に努めるとともに、高齢者に限らず飼養が困難となる以前の適正飼養の普及啓発や適切な指導に努めていきます。
118		動物愛護推進員には、地域に密着して犬ねこの飼養状況を把握できるような体制をつくって欲しい。	1	[その他] 動物愛護推進員の活動の主な基盤は保健所単位となっており、動物愛護推進員は地域に根ざした動物愛護の普及啓発活動を行うことを大きな目的の1つとしております。また、この活動の中で地域の実情を把握してその後の活動に生かすものと考えております。
119		動物愛護推進員とボランティア団体等の協力も必須であるので、地区ごとに担当を決め管理すること。	1	
9 調査研究の推進				
120	(1)動物愛護管理に関する調査研究の体制整備及び調査研究の推進	多彩な方面からの自由な研究を推進するためには、現状をしるところの連帯・協働への軽やかなネットワークが必須である。	1	[記述済み] 関係者との連携等について、「第6施策の方向と取り組み 9調査研究の推進」に記述しております。
第7 計画の点検及び見直し				
その他				
121		各施策において行政間の連帯・協働を推進すること。	3	[記述済み] 施策を効果的に実施するためには、各関係者との連携が重要であり、行政間においても例外ではありません。本計画では、各関係者との連携や役割について、「第3基本的な方針 3関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備」及び「第4連携・協働による施策の推進のための役割」に記述しておりますが、関係機関等との連携を深めることにより、施策の推進に努めていきます。
122		全体として、現状を提示するだけで検証、分析がない。生きもののいのちを大切に社会に向けて具体的、かつ効果的な施策を実行する強い決意が必要ではないか。	1	[記述済み] 本計画は、本県の動物の愛護及び管理の現状と課題を分析し、今後の施策の方向を示したものであり、細かい個々の事業計画まで示すものではありません。また、個々の事業を実施する段階で効果的な事業を実施することとしています。なお、毎年度各施策の達成率等を検証、分析し、5年後を目処に施策の実施方法等の見直しを行うこととしております。
123		猫の外飼いで迷惑を受けた場合の弁償について考え、長期に及び実害と精神的ストレスを考慮した「動物愛護」の案を考えて欲しい。	1	[記述済み] 本計画では、人と動物が調和し共生する社会の実現を目指し、飼い主への適正飼養の普及啓発や指導とともに、犬及びねこの糞尿や無駄吠え等による迷惑の防止も具体的な実施施策として、動物による迷惑防止を図ることとしております。
124		施策の方向は明記されているが、目標及び体制などを明確にすべき。(時期など)	1	[記述済み] 本計画における各関係者の役割及び目標について、「第4連携・協働による施策の推進のための役割」及び「第6施策の方向と取り組み」に記述しておりますが、施策の具体的な実施方法を検討する際に、必要な体制の整備に努めていきます。
125		ペットを飼うにあたっての最低限のしつけ(糞尿の処理)が出来ていない飼い主が多いことから、自治会単位で手書きのアンケートをまとめて欲しい。	1	[記述済み] 飼い主の適正飼養の推進について、「第6施策の方向と取り組み 1動物愛護管理の普及啓発」及び「2動物の適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」に記述しておりますが、施策の実施にあたり具体的な実施方法についてはもっとも効果的な手法を検討し実施してまいります。
126		各団体等との協働と書かれているが、実態がまだともなっていない。	1	[記述済み] 動物の愛護及び管理に関する施策の推進には、民間と行政の協働が必要であり、関係者との連携の重要性について、「第3基本的な方針 3関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備」に記述しておりますが、今後、本計画を実施する際に、関係者との連携を図るよう努めていきます。
127		動物愛護団体等への支援及び一時預かり場所を提供して欲しい。	3	なお、一時保管場所の提供については、収容施設の状況等から現時点では困難と考えられます。

128		行政側とその他の組織、団体等の円滑な協働を推進するため、県行政各組織の権限、役割の再確認、動物愛護指導センターを県内の動物愛護管理の中核とすること。	1	[その他] 動物愛護指導センターは、県の動物愛護事業の拠点として事業を実施しておりますが、さらに動物愛護事業の拠点施設としてふさわしい事業の実施に努めていきます。また、施策の推進にあたり、各所管部署や関係者との連携を図るよう努めていきます。
129		「動物愛護・福祉」に対する予算と人員を確保すること。	5	[その他] 動物愛護指導センター及び保健所には、動物愛護管理担当職員を配置していますが、人員の配置及び予算措置等については、個々の事業の必要性及び有用性を検討し、適切に対処していきます。
130		市町村・県において苦情等の対応専門部署の存在が必要である。	1	[その他] 現在も、動物愛護などに関する相談や苦情等について、県では動物愛護指導センター及び保健所で、また、市町村では狂犬病予防法に基づく犬の登録と予防注射の事務を担当する部署で対応しております。
131		市町村による猫の捕獲を目的とした一般人への捕獲器の貸出を禁止すること。	1	[その他] 捕獲器の貸し出しは、各市町村の判断となりますが、捕獲器の不適切な使用によりねこの健康等が害されることがないように努めることが必要であり、動物の愛護に配慮した業務を実施することが必要と考えております。